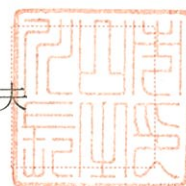


川教学保発第76号
令和6年1月15日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和5年3月28日執行の学校教育部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（学校保健課）

学校保健課の雑入において、収納金の払込みが、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

各学校（園）において保護者から集金した日本スポーツ振興センター掛金を指定金融機関等に払い込みをした後、領収書を添付の上、出納補助員収納調書を学校保健課に提出し、出納員の検印を受けるよう令和5年11月から改めました。令和6年度以降も引き続き適切に事務を執行して参ります。

財産管理について（学校保健課）

公印の使用が、川口市教育委員会公印規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

公印の使用については、公印使用簿に記入の上、押印により承認を得て使用するよう事務を改めました。

